



2022年5月20日

各 位

会 社 名 東邦アセチレン株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 悦哉
(コード番号 4093 東証プライム市場)
問合せ先 上席執行役員 小峰 雅
管理本部長
(TEL.022-385-7692)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第88回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款一部変更のための株主総会 2022年6月29日(予定)

定款一部変更の効力発生日 2022年6月29日(予定)

以上

<別紙>

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p data-bbox="363 338 579 369">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="161 434 815 510">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="161 526 815 833">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットに開示する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="177 896 252 927">(新設)</p> <p data-bbox="177 1312 252 1344">(新設)</p>	<p data-bbox="1027 338 1243 369">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="858 526 933 557">(削除)</p> <p data-bbox="858 851 1074 882">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="842 898 1422 1021">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="914 1037 1458 1249">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="858 1265 933 1296">(附則)</p> <p data-bbox="842 1312 1458 1619">1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="842 1635 1458 1758">2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="842 1774 1458 1897">3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>